

# お 知 ら せ

令和 8 年 3 月 9 日  
宇部市総務部契約監理課

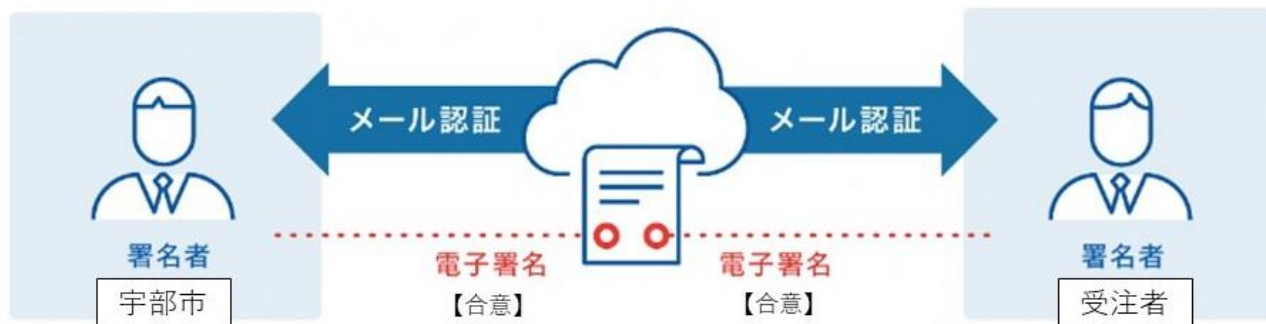
## 電子契約について

### 記

宇部市では、宇部市 DX 推進計画アクションプランに基づき、DX 推進の基盤となる契約事務のデジタル化を推進し、市と契約相手方双方の業務の効率化と利便性の向上を図るため、令和 6 年 3 月から、建設工事（入札案件）を対象に電子契約を導入していますが、令和 8 年 4 月から、工事に係る業務委託（入札案件）についても電子契約の対象としますのでお知らせします。

#### 1 電子契約とは

- (1) 電子契約とは、書面や押印、郵送や対面で行っていた従来の「紙＋押印」の物理的な契約書の作成をもって契約の成立・担保をするのではなく、電子技術を用いて、改ざんが不可能、あるいは検知できる形での電子署名（本人確認証明）を付与した「契約書の電子データ」の作成をもって法的に有効な契約書として成立させるものです。



- (2) メール認証により、本人性を担保

電子契約サービスから配信されるメールを受信することにより本人確認を行います。一般的にメールの送受信ができれば利用可能であるため、特別な利用負担も不要となり、スピーディな契約締結が可能となります。

なお、電子契約サービスからのメールは、「noreply@gmosign.com」から届きますので受信可能にしておいてください。

#### 2 電子契約のメリット

- (1) 電子署名を用いることで改ざんリスクがなくなり、コンプライアンスが強化さ

れます。

- (2) 電子化・データ化による管理漏れや紛失リスクの防止が図られます。
- (3) 契約に係る印紙税（電子契約の場合、印紙税は発生しません）をはじめ、郵送に要するコストや業務の削減、契約締結までの時間短縮が図られます。

### 3 電子契約の対象

#### (1) 本市における電子契約の対象

- ・ 建設工事（入札案件）
- ・ 工事に係る業務委託（入札案件） 令和8年4月1日から

※下記の契約は、電子契約の対象外です。

- ・ 法令等の定めにより書面によるべきとされている契約
- ・ その他電子契約によることが適当でないと認められる契約

#### (2) 通知方法

電子入札システムを用いた入札においては、案件が電子契約の対象である場合、入札公告のほか、適合通知又は指名通知に記載します。

### 4 電子契約の利用について

- (1) 電子契約対象案件について、案件ごとに電子契約の希望の有無の申し出をお願いします。

- 手順**
- ①市が電子契約対象案件とした旨を通知
  - ②事業者は「電子契約利用申出書」を提出

- (2) 電子契約の流れ、電子契約サービスの操作方法、「電子契約利用申出書」の様式などは宇部市ウェブサイト（ウェブ番号：1021753）に掲載していますのでご確認ください。

[https://www.city.ube.yamaguchi.jp/machizukuri/boshuu/nyuusatsu\\_keiyaku/1021753.html](https://www.city.ube.yamaguchi.jp/machizukuri/boshuu/nyuusatsu_keiyaku/1021753.html)

- (3) 電子契約サービスの操作に関するお問い合わせ先

**電子印鑑 GMO サイン 運営事務局**

- ・ 電話番号 03-6415-7444（ヘルプデスク）（平日 10 時～18 時）
- ・ メールアドレス support@cs.gmosign.com